

平城宮跡歴史公園スマートチャレンジ
— 新技術を活用した公園のスマート化に向けた社会実験 —

現地説明会

平成31年3月27日
国営飛鳥・平城宮跡歴史公園事務所

本日の説明内容

1. 公募概要

- 平城宮跡歴史公園スマートチャレンジの概要
- 募集テーマ、データ利活用のイメージ
- 応募手続き、評価基準、提案・社会実験時の留意点
- 今後の募集スケジュール

2. 公園概要

- 平城宮跡歴史公園の概要
- 今後の復原事業の概要

3. 社会実験に係る法制度について

- 実用化に向けた都市公園法上の手続き
- 今後、必要となる手続きに関する項目

1. 公募概要

平城宮跡歴史公園スマートチャレンジの概要

平城宮跡歴史公園の抱える現状・課題

- 平城宮跡歴史公園は、特別史跡・世界遺産「平城宮跡」を国営公園として保存活用を図っている。
- 平成30年3月に利用拠点となるエリアがオープンし、年間約140万人程度の来園が見込まれる一方、広大な園内での移動の円滑化や、復原整備以外の手法による更なる歴史体験の充実等が今後の課題。

解決方針

従来より取組んでいる特別史跡・世界遺産「平城宮跡」の保存へ支障を及ぼさないことを前提として、産学官コンソーシアムのもと、民間提案型スマート技術を活用して、公園マネジメントを抜本的に改善

① 民間提案型スマート技術の公募（3月1日）

- 国営公園の抱える課題テーマ及び解決の方向性を設定し、それに対する民間企業等からの提案を公募。



② 民間事業者の選定（6月以降）

- コンソーシアムにおいて、園内で社会実験を行う民間事業者等を選定。



③ 民間事業者による社会実験の実施（夏以降）

- 選定された民間事業者が、園内において実用化に向けた社会実験を実施。
- コンソーシアムにおいて実験結果を分析・検証を行い、民間事業者へフィードバック。

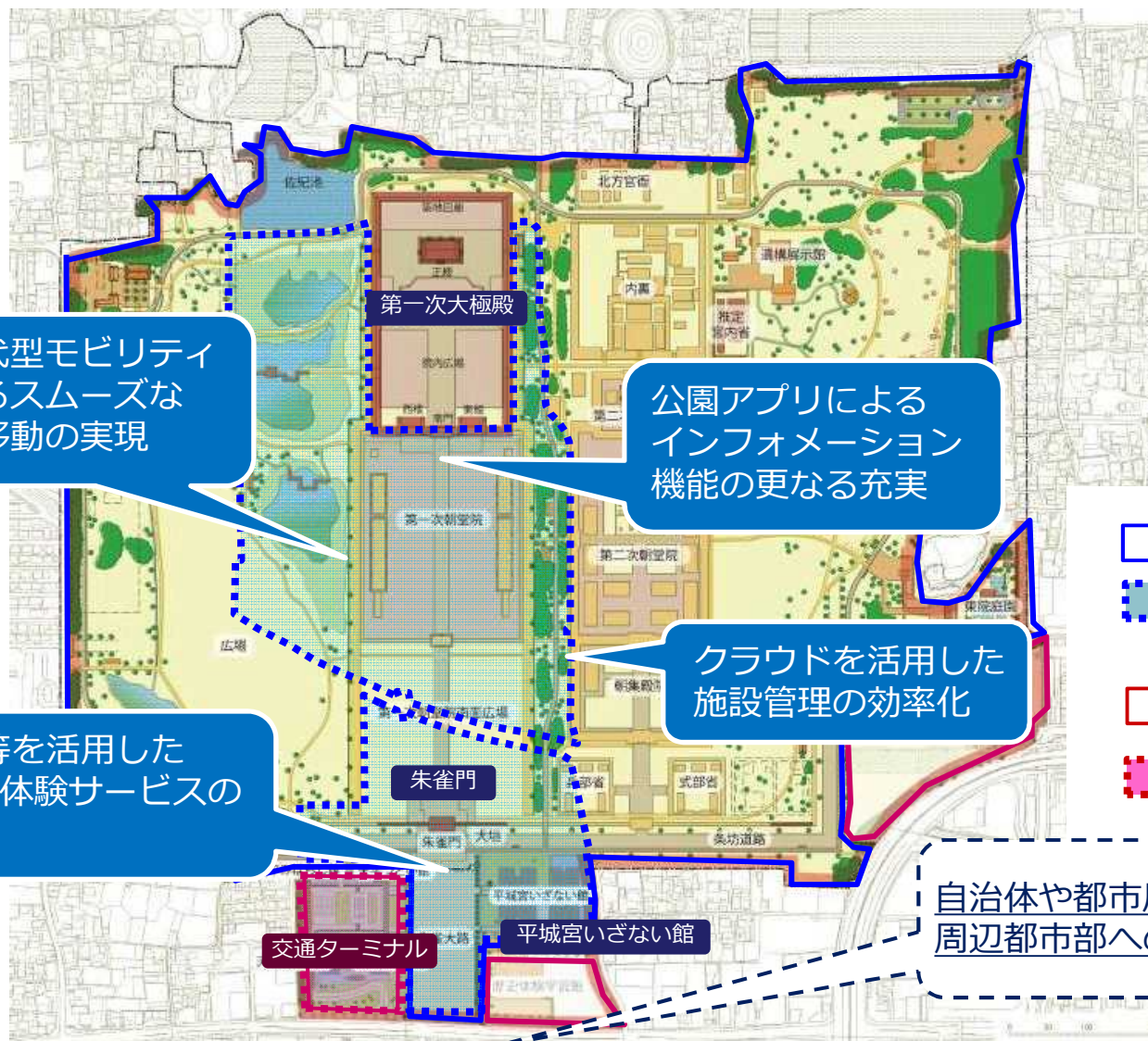


④ スマート技術の実用化の検討・実施（2020年以降順次）

- 実験結果を踏まえ、民間事業者の独立採算ベースでの実用化を検討。
- 実用化されたものは、国営公園の管理委託業務と連携した運営へと移行。

1. 公募概要 対象地域

- 対象地域は、平城宮跡歴史公園（国営公園区域のうちの開園部分）とする。
- なお、国営公園区域のうちの未開園部分や県営公園区域（開園部分）を含めることもできる。



次世代型モビリティによるスムーズな園内移動の実現

公園アプリによるインフォメーション機能の更なる充実

クラウドを活用した施設管理の効率化

AR等を活用した歴史体験サービスの充実

- 国営公園区域 (約122ha)
- ▨ うち、開園区域 (31.8ha)
- 県営公園区域 (約10ha)
- ▨ うち、開園区域 (3.1ha)

自治体や都市局関係部局と連携して、周辺都市部への展開を促進

1. 公募概要

募集テーマのイメージ

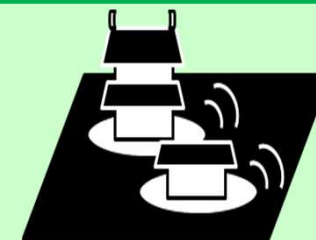
① 新たなモビリティサービス

自動運転等による次世代型モビリティを活用して、安全かつ効率的な園内移動を実現。



② AR技術を活用した歴史体験サービス

最新のAR・MR技術等を活用して、公園の有する文化財等に関する歴史体験サービスを多言語で提供。



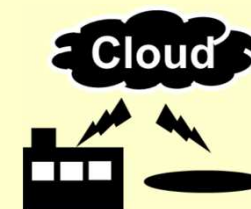
③ アプリケーションによる公園情報の受発信サービス

携帯向けアプリを活用して、園内の利用情報やイベント情報等を、多言語で送受信できるシステムを構築。



④ クラウドによる施設管理の効率化

施設管理の効率化・迅速化を図るため、クラウドシステムを活用した公園台帳システムを構築。



⑤ その他

公園の利用や維持管理・メンテナンスの飛躍的な向上に資するもの（例：ドローン、AIカメラ、デジタルサイネージ等）

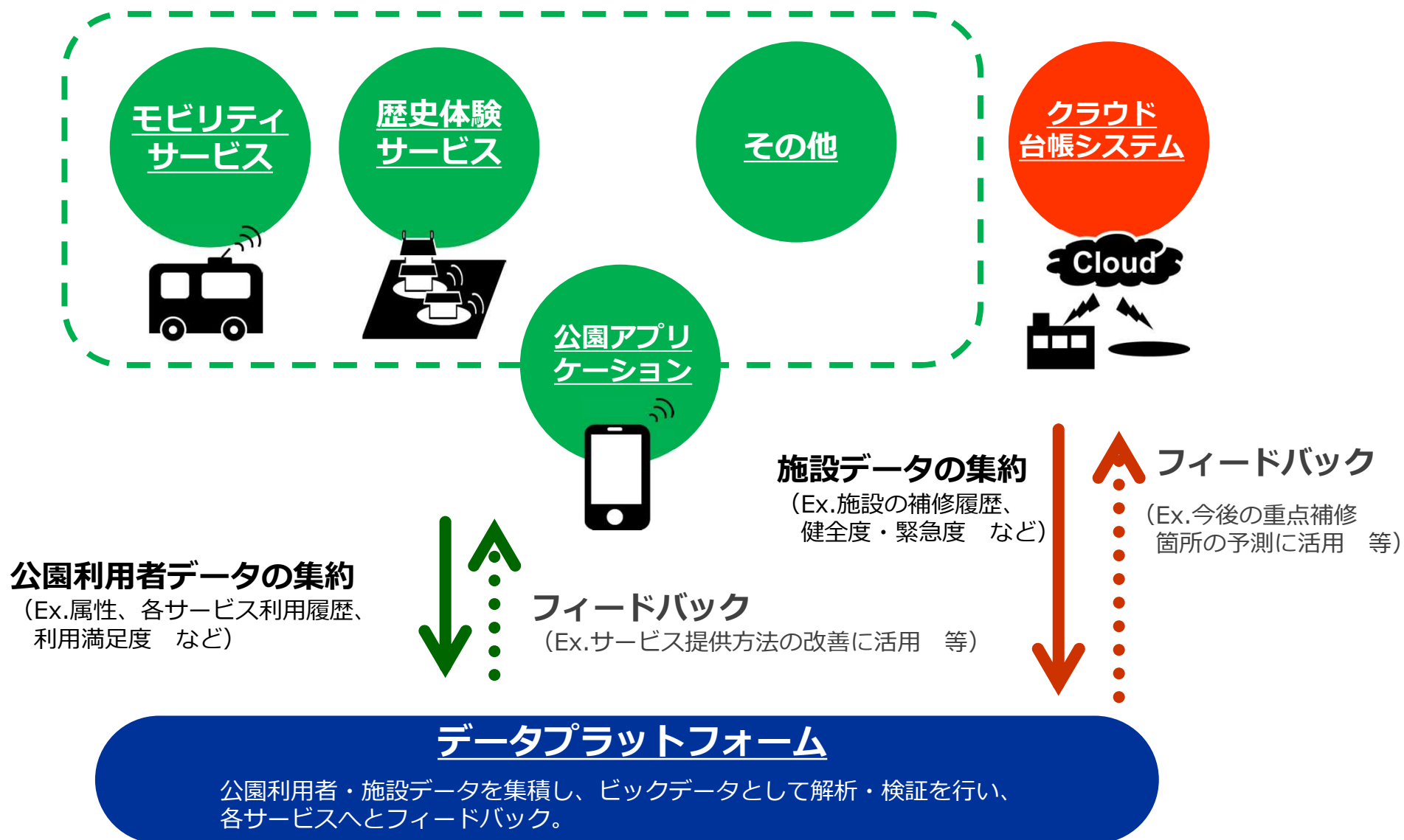
⑥ データプラットフォーム

①～⑤で取得される各種ユーザーデータの収集の仕組み及び当該データの統合・分析・共有のためのプラットフォーム

※ : 公園利用サービスの向上 : 公園の運営・維持管理の効率化 : その他

1. 公募概要

社会実験におけるデータ収集・活用イメージ



1. 公募概要

応募手続き、評価基準

【応募要件】

- ・ 本公募の趣旨を十分に理解していること
- ・ 募集テーマ示す新技術を有し、既にその実用化に向けた開発等を行っていること

※複数の民間企業や研究機関からなるJVも可

【提案内容】

①社会実験について

- ・ 選択する募集テーマ
- ・ 選択した募集テーマに係る課題分析
- ・ 社会実験の内容、実施体制
- ・ 社会実験を実施するにあたっての安全対策
- ・ 社会実験に要する費用
- ・ 市民参画（シチズンエンゲージメント）の工夫

②社会実験でのデータ活用について

- ・ 社会実験で取得可能なデータ内容
- ・ 他の社会実験との間でのデータ活用

③その他

- ・ 公園サービスとして実用化した際のビジネスモデル
- ・ 奈良県内のまちづくりへの今後の展開
※具体的な箇所を示した上で提案すること

【評価基準】

①新規性

提案されている技術を活用した仕組み・サービスの内容が、他の地域で実用化されている既存のものに比して新たなものである。

②実行性

社会実験の実施にあたり、関係機関との連携や一般来園者への安全対策、その他円滑かつ有用な実験の実施のための具体的な提案がなされている。

③実用化可能性

社会実験を踏まえた実用化までのプロセスが具体的に示されており、かつその内容が妥当である。

④歴史的資産への配慮

特別史跡・世界遺産である「平城宮跡」の文化財としての保存に対して、具体的な配慮や工夫が示されている。

⑤周辺地域への展開可能性

平城宮跡歴史公園で活用する新技術と連携した内容である。また、奈良県内のまちづくりへの今後の展開について、各地域の有する課題・ニーズとマッチしており、具体的かつ実現可能な内容なものである。

1. 公募概要

提案・社会実験時の留意点

【留意事項】

① 提案にあたっての留意点

- ・国の特別史跡であり、かつ世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産である平城宮跡の価値を損なうことの無いように十分に配慮するとともに、都市公園法や文化財保護法その他現行法制度を遵守すること。
- ・提案する新技術について、ベンダーロックイン（※）の排除がなされていること。

※情報システムなどの中核部分に特定の企業の製品やサービスなどを組み込んだ構成にすることで、他社製品への切り替えが困難になること。

② 社会実験時の留意点

- ・実験で取得されたユーザーデータは、コンソーシアムにおいて共有を図ること。なお、情報の取り扱いについては、個人情報保護の観点から、秘匿性を確保することとし、コンソーシアム内で別途、秘密保持契約（NDA）を締結する予定である。
- ・社会実験から実用化への移行段階においても、有料での実施を可能とする。なお、有料での実施へと移行する場合には、事前にコンソーシアムでの承認を得ることとする。
- ・万一、やむをえない事情により、社会実験を取り止める又はコンソーシアムから離脱する場合には、コンソーシアム事務局（国土交通省 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所）へ事前に申し出ると共に、コンソーシアムからの承認（ただし、申し出を行った民間事業者は、承認に関わることはできないものとする。）を得なければならない。
- ・コンソーシアムとして行う各社会実験等の取組に関する広報・PR に対して、社会実験を行う民間事業者は、必要な協力を行うこととする。

今後の募集スケジュール

① 民間提案型スマート技術の展開に向けた協議・調整のプラットフォームとして、学識者や周辺自治体を含めた「平城宮跡歴史公園スマートチャレンジコンソーシアム（仮称）」を設置。

平城宮跡歴史公園スマートチャレンジコンソーシアム（仮称）

有識者数名

国営公園事務所（事務局）

国営公園・県営公園 関係者

文化庁、奈良文化財研究所

周辺自治体（奈良県・奈良市関係部局）

⑤ **社会実験の実施（夏以降）**

選定された
民間事業者

⑥ ・結果の分析検証
・実験への
フィードバック
・実験間での
データ共有

② **公募（3月1日）**

③ **提案（5月31日）**

④ **選定・契約（6月以降）**

スマート技術
を有する
民間事業者

（コンソーシアムへ参画）

→参画後は、社会実験の進捗・結果を報告

⑦ 実験結果を踏まえ、民間事業者の独立採算による実用化を検討し、実用化。（実用化されたものは、国営公園の管理委託業務と連携した運営へと移行。）

2019

2020以降

2. 公園概要

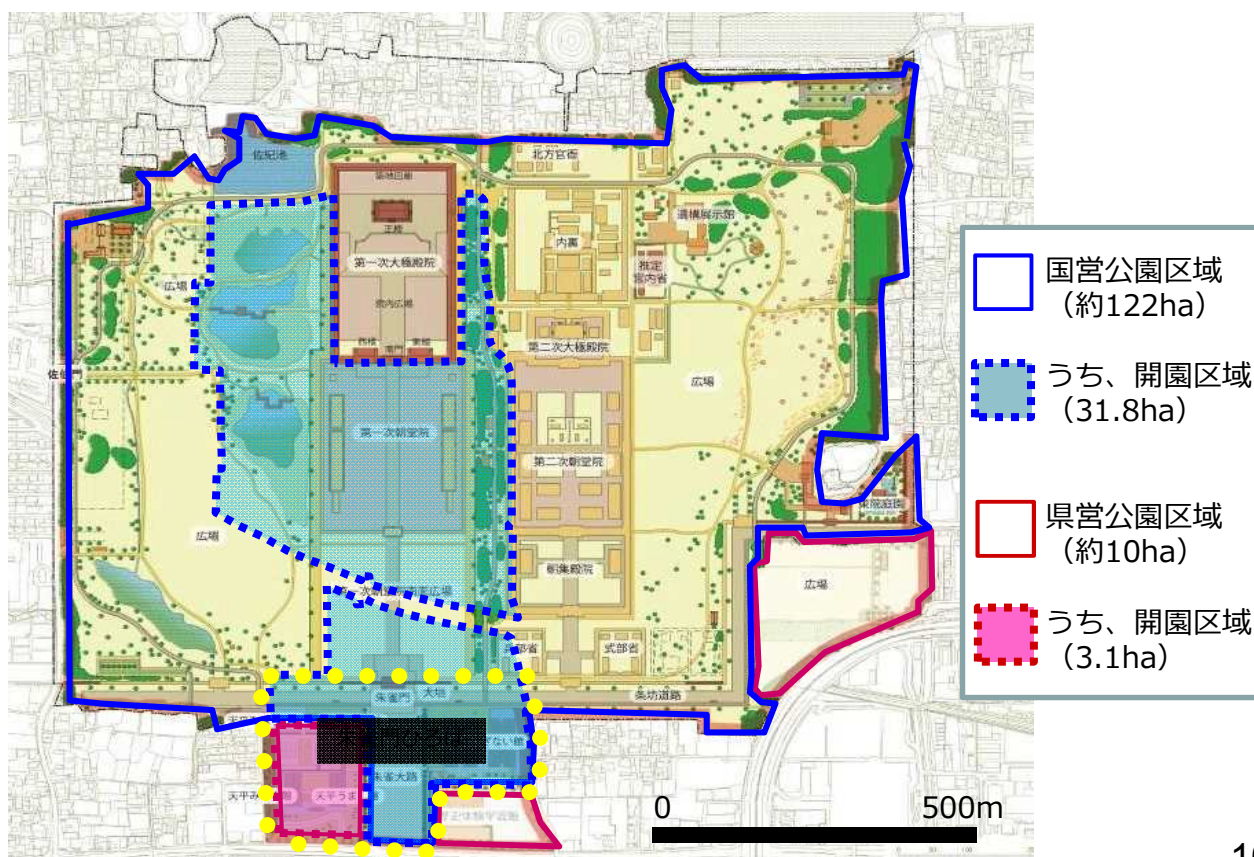
平城宮跡歴史公園の概要

- ▶ 平城宮跡歴史公園は、平成20年度の閣議決定に基づき、「古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間」として事業を実施中。
- ▶ 平成30年3月24日、「朱雀門ひろば」等について整備が進んだことから、国営公園部分と奈良県営公園部分を同時に一部オープン。

【位置図】



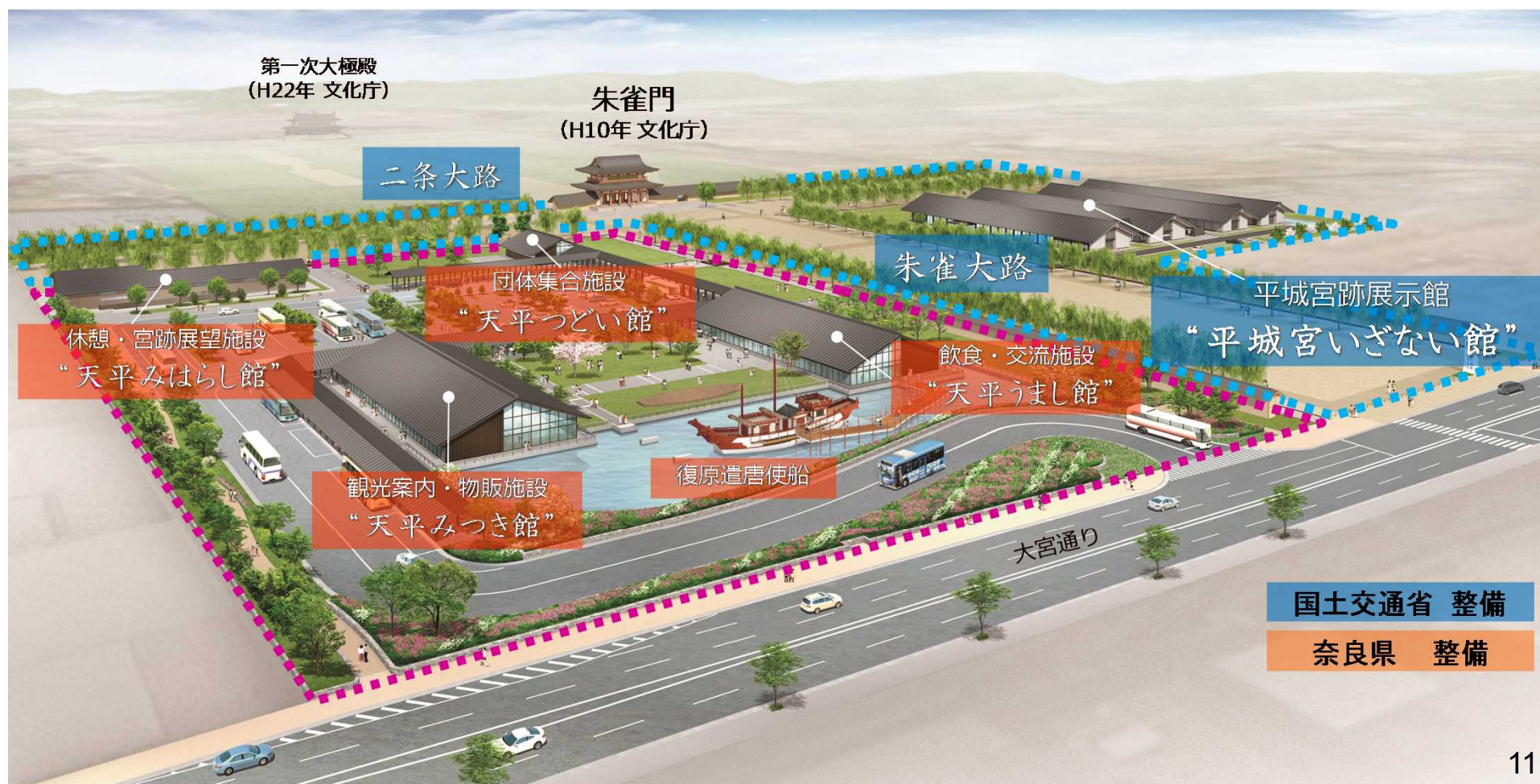
【平面図】



2. 公園概要

「朱雀門ひろば」の概要

平城宮跡歴史公園の“正面玄関”として、平城宮跡全体のガイダンス施設である「平城宮いざない館」において、大型映像や模型、平城宮跡を体験的に学ぶことのできるハンズオン展示、宮跡内で発掘された出土品等の展示を通じて、平城宮跡の様々な魅力を伝えるとともに、レストランやカフェ、奈良の物産を扱うスーベニアショップ、奈良全体の観光案内所、団体旅行者専用の集合施設、復原遣唐使船やVRシアターといった体験施設において、平城宮跡を訪れた観光客の方々への各種サービスが提供。



朱雀大路・二条大路

朱雀大路

復原的に整備された平城京のメインストリート「朱雀大路」（幅約74m、長さ約250m）



二条大路

復原的に整備された朱雀大路に次ぐ規模の「二条大路」（幅約37m、長さ約400m）



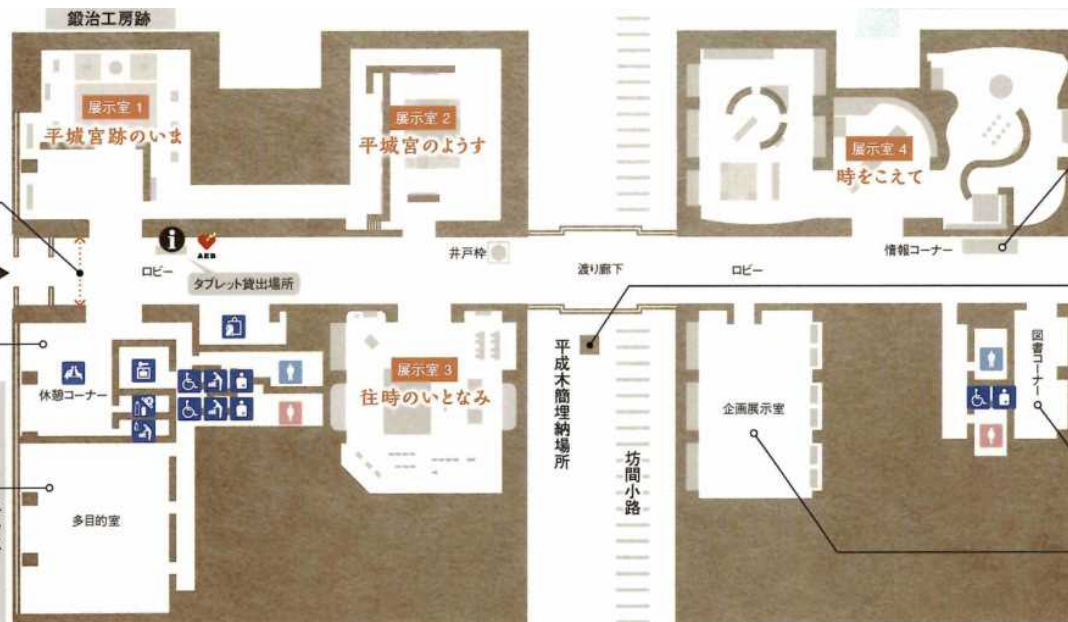


《館内マップ》

ロビー幅にもご注目ください
 平城宮いざない館のロビーは、坪内道路（奈良時代の道路）と位置・道幅をそろえるなど、“平城京のかたち（都市計画）”が感じられる“遺構表示”となっています。

休憩コーナー
 飲み物の自動販売機を用意しています。休憩コーナーのみ飲食可能です。授乳室もあります。

多目的室
 定期的にイベントや歴史の講演会などを開催します。（利用を希望される方は、管理センターへお問い合わせください）



情報コーナー
 平城宮跡と関係の深い周辺施設のWebサイトを自由に閲覧いただけます。

「平成木簡」が埋納されています
 「平成木簡」は平城遷都1300年祭が行なわれた平成22年（2010）、市民ら11,440人により作成された、未来へのメッセージを託すタイムカプセルで、平城宮いざない館の地中に埋納されています。

図書コーナー
 平城宮跡に関連した書籍を自由にお読みいただけます。

企画展示室
 定期的に企画展を開催します。

▲ 関係者用通用口（管理センター入口）

桑間小路

平城宮いざない館内の各展示室



展示室 1

四季の魅力や施設の利用情報をご案内



展示室 2

往時の平城宮の姿を1/200模型や大型映像で解説



展示室 3

平城宮の営みを第一次大極殿1/5模型やハンズオンで解説



展示室 4

奈良文化財研究所が発掘・調査した平城宮跡の出土品等を展示

県営公園区域の各施設

飲食・交流施設
“天平うまし館”



レストラン / tokijiku kitchen



カフェ / IRACA COFFEE

観光案内・物販施設
“天平みつき館”



スーベニアショップ / 平城京 肆 (いちくら)



観光案内所

県営公園区域の各施設

休憩・宮跡展望施設
“天平みはらし館”



団体集合施設
“天平つどい館”

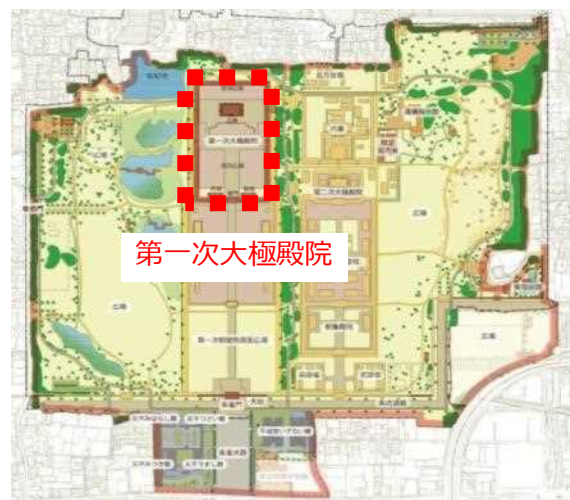


2. 公園概要

今後の復原事業の概要

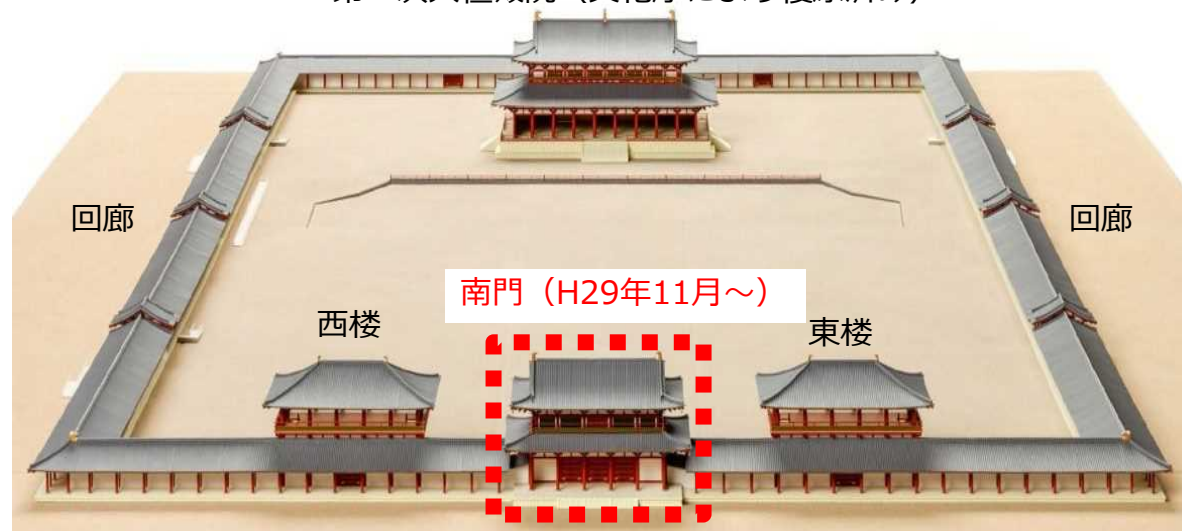
平成29年11月に着工した第一次大極殿院 南門の復原整備など、今後は平城宮跡のシンボルである第一次大極殿院の復原整備等を進め、歴史公園として平城宮跡の更なる保存・活用を図る。

【位置図】



【第一次大極殿院 復原模型】

第一次大極殿院（文化庁により復原済み）



【南門復原整備工事の素屋根（手前）】



- 南門復原整備工事（H29年11月～H34年3月予定）では、素屋根に常時公開用デッキを設置し、伝統工法による復原の様子や第一次大極殿院の復原事業の解説などを行う、「魅せる現場」を展開予定。
- 東楼や西楼等についても、平城宮跡の発掘調査を行う奈良文化財研究所等の協力を得ながら、復原整備の検討を進め、順次整備事業を進めていく方針（時期未定）。

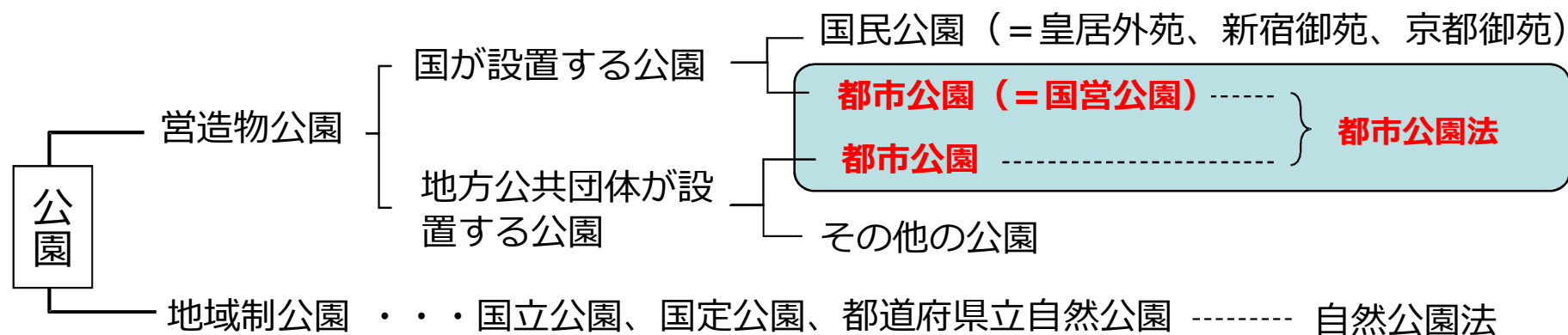
3. 社会実験に係る法制度について

都市公園法の定義

※都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）

都市公園法は、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての都市公園の機能を確保するため、公園施設、占用物件等に関する規定を設けているが、地域のニーズに応じて、公園管理者による弾力的な運用が可能

都市公園の位置づけ



今回対象となる「都市公園（＝国営公園）」には以下の2種類があり、平城宮跡歴史公園は、□号公園に該当する。（都市公園法第2条）

イ号公園：都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（□に該当するものを除く。）

□号公園：国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

3. 社会実験に係る法制度について

公園施設

表：公園施設一覧

| 分類 | 園路広場 | 修景施設 | 休憩施設 | 遊戯施設 | 運動施設 | 教養施設 | 便益施設 | 管理施設 | その他の施設 |
|---------|----------|---|--|--|---|---|---|--|---|
| 公園施設の種類 | 園路 広場 | 植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石 その他これらに類するもの | 休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの | ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの | 野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等) | 植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 (古墳、城跡等) | 売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの | 門 さく 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの | 展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設 |

※遺跡等(古墳、城址等)については、「認定歴史的風致維持向上計画」に基づくものに限る。

3. 社会実験に係る法制度について

法第5条（公園施設の設置・管理の許可）について

都市公園法
第5条（設置管理）

○公園管理者以外の者は、公園管理者の許可を受けることで、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理することができる。

【必要な書類】 都市公園公園施設設置等許可申請書
⇒設置及び管理の場所・期間・目的、公園施設の名称・規模・構造及び数量、工事の実施方法及び時期、物件の管理方法、公園の復旧方法 等を記載

提出

【提出先】
公園管理者
(近畿地方整備局長)
※窓口：管理センター

許可

設置可能



富山市が飲食店を設置・管理する民間事業者を公募し、スターバックスコーヒーが来店
【富岩運河環水公園（富山市）】



イオンモール(株)が千葉市から管理許可を受けてイベントの開催や利用調整等を実施
【豊砂公園（千葉市）】

【公園管理者の許可の対象】

- 1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
 - 2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
- 【公園管理者以外の管理期間】 最長10年間（更新期間も同様）

※ コンソーシアムでの社会実験中は、許可申請は原則として不要になります。

3. 社会実験に係る法制度について

法第7条（占用の許可）について

| | |
|----------------------------|---|
| 都市公園法 第7条（占用） | ○公園管理者は、都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、占用の許可を与えることができる。 |
| 都市公園法 施行令第12条 （占用物件） | ○国の設置に係る都市公園にあつては、都市公園法で定める施設のほか、都市公園ごとに、国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設を設置することができる。 |

【必要な書類】 都市公園占用許可申請書
⇒ 占用場所・期間、占用目的、工事実施方法、
管理方法 等を記載

提出

【提出先】
公園管理者
（近畿地方整備局長）
※窓口：管理センター

許可

占用可能

【占用許可の対象となる施設】

- 1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- 6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 7) 上記の項目のほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

提供：女川町



消防署仮設庁舎を条例に追加し、都市公園内に設置
【女川運動公園（女川町）】

※ コンソーシアムでの社会実験中は、許可申請は原則として不要になります。

3. 社会実験に係る法制度について

法第12条（行為の許可）について

都市公園法 第12条 （行為）

○国土交通省令にもとづいた申請を行い、公園管理者の許可を受けることで、行催事等の実施が可能である。

- 1) 物品を販売し、又は頒布すること
- 2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催し
- 3) 都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

【必要な書類】 許可申請書

⇒行為の種別、日時又は期間、場所、目的、内容等を記載

提出

【提出先】

公園管理者
（近畿地方整備局長）
※窓口：管理センター

許可

実施可能

【行催事の開催事例】



「フリーマーケット」
【明治公園（東京都）】
公園内の広場で出店者が
中古品等を販売



「日比谷オクトーバーフェスト」
【日比谷公園（東京都）】
ドイツで有名なビールの
祭典の日本版



「レッドブル・エックスファイターズ 大阪」
【大阪城公園（大阪市）】
盛り土で設けられたコースを走る
フリースタイル・モトクロスイベント

※ コンソーシアムでの社会実験中は、許可申請は原則として不要になります。